

様式（第9条関係）

審議結果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	第 7 回益田市中心部地域振興基本計画策定委員会
開催日時	2025 年 5 月 23 日（金）13：15～15：30
開催場所	益田市役所 大会議室
出席者	〔策定委員〕 島根大学教育学部 作野広和教授 横浜国立大学国際社会科学研究院 須原菜摘専任講師 北仙道の明日をつくる会 三宅望実地域マネージャー 二条里づくりの会 佐藤伸廣会長 道川地域づくりの会 高田純子地域マネージャー とよかわの未来をつくる会 山本宏史会長 NPO 法人アンダンテ 21 廣兼義明理事 まちづくりコーディネーター 石橋留美子委員 益田市連合自治会長会 澤江佑三会長 一般社団法人 豊かな暮らしラボラトリー 檜垣賢一代表理事 〔事務局〕 地域振興課 長嶺勝良局長 田原啓文課長 齋藤享枝課長補佐 中島光太郎課長補佐 石川直主任主事 山崎志津乃主任主事 〔委託事業者〕 株式会社バイタルリード 総合計画部 宮下和也部長 内田有香
議題	(1) 益田市中心部地域振興基本計画（案）について - 計画骨格等の修正について - 「地域自治組織」と「自治会」、「市（公民館含む）」、「中間支援組織」の関係性の整理について - 「共助の実現に向けた支援の考え方」について - 「喫緊かつ重要な課題及び今後検討が必要となる課題への対応」について - 重点戦略 1～3 の追記について

議題	- 「第 4 章 施策の体系と内容」について - 「第 5 章 計画の推進（進行管理）」について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	2 人
審議経過	1. 開会 ○会議資料 1・2、副委員長提案資料、追加資料についての説明 ○事務局からの挨拶 ○傍聴希望者についての説明と委員からの承諾
	2. 議長挨拶
	3. 議題 (1) 益田市中山間地域振興計画（案）について （会議資料 1・2、追加資料） ○益田市中山間地域振興計画（案）計画骨格等の修正について事務局より説明。 ○「地域自治組織」と「自治会」、「市（公民館含む）」、「中間支援組織」の関係性の整理について事務局より説明。
委員	・ 資料 1 で 9 ページの図表 6 と 22 ページに地域自治組織の役割について記載があるが、地域の「代表制」、「代表性」と 2 つの表記がある。
委員長	・ 「代表制」というのは代表システムという意味を持つので、性質の意味を持つ「代表性」の表記が正しいのではないか。
事務局	・ 「地域自治組織ガイドブック」（平成 29 年 6 月改訂、益田市）をもとに「代表制」と記載しているが、ガイドブックの記載の正誤も含め確認する。
委員	・ 地域自治組織の代表性・正当性について自治会や公民館とのすり合わせはどのように行うのか。 ・ 地域自治組織に地域の代表性・正当性を持たせるのは困難である。地域自治組織、自治会、公民館等がそれぞれの特性を発揮し連携していくことが望ましい。
事務局	・ 市としての方針を示すため、まずは地域自治組織の基本的な定義・役割を記載してはと考えている。
委員	・ 連合自治会との違いを踏まえ、地域自治組織に地域の代表性があるということを明記すべき。 ・ 自治会・連合自治会は、加入していない住民もいるため、地域の総意を示すことが困難である。一方で、地域自治組

	織は全住民の合意を得た形の団体として行政が認定している。地域の意見や総意を示す主体としては地域自治組織が適切ではないか。
委員	・ 地域自治組織のように規約を明確に定義し活動しているものと、明確な規約等がない自治会・連合自治会を一緒にして代表性や正当性の議論をすることに疑問を抱く。
委員長	・ 自治会は、住民自身を守るエリアに対して責任を持って組織される自治組織である。しかし、自治会に加入していない住民もいること等を踏まえ益田市では地域自治組織が作られたという経緯がある。 ・ 地域自治組織には少なからず公金が支出されるため、一定の代表性や正当性が担保されないといけない、というのが行政側の見解であるが、実態が伴っていないことが事実である。
審議経過	(1) 益田市中心間地域振興計画（案）について （会議資料 1） ○共助の実現に向けた支援の考え方」について事務局より説明。
委員	・ 17 ページに「共助を担う地域自治組織」と記載があるが、私が所属する地域自治組織では共助を担っているという認識はない。 ・ 地区ごとに、血縁関係や地縁関係で繋がった仲で情報共有や助け合いを行っているのが実態であり、そうした活動を地域自治組織が代わりに行うことは難しい。
委員	・ 「地域自治組織が共助を担う」のではなく、「地域自治組織は、地域の中の各種団体や自治会等との連絡・調整を行い、地域内の共助を生み出す調整役・司令塔である」という表現であれば整理がつくのではないか。
事務局	・ 地域自治組織は「各種団体との調整を行い、共助を生み出す役割を担うもの」という認識であるので、その趣旨が伝わるよう修正したい。
委員	・ どの組織にもそれぞれの得意分野があり、それらを一緒にして共助を担っていくというのは難しい。各組織がそれぞれ得意分野で動くことで、住民の不便解消等に努める方法が最適である。 ・ 現場では様々な条件がある中でそれぞれの組織が工夫しながら活動していることも認識していただきたい。
委員長	・ 人口規模の小さい地区では、役割分担をしても地区内の合意形成を得ることが容易であるが、人口規模が大きくなると難しい。そういったことから、地域自治組織の代表

	性・正当性が担保されることが重要となる。
委員	・ 国の交付金・補助金等も活用して地域自治組織としての活動を行っているが、その場合、規約等の関係で地域自治組織単独で活動せざるを得ない。 ・ 一方で、市の交付金・補助金以外を活用しようとする、地域との関わりが薄い活動となってしまう、住民から地元縁がない活動だと捉えられてしまう。どのように活動資金を調達するかが課題である。
委員	・ この10年間で地域自治組織の役割や定義が20地区20通りでよいと住民に認識されてしまったことが問題。かつ、地域自治組織はそれぞれの地区の様々な活動団体を統合して活動する団体であるという誤解があるのではない。 ・ 20地区20通りは尊重しつつ、地域自治組織の役割は共助の調整役・司令塔であると定義づけるのであれば、各地区への説明が再度求められる。
委員	・ 17ページについて、これまでの地域自治組織の活動に対する良い点・悪い点両面の評価ではなく、活動を否定する書きぶりになっている。 ・ 実態について述べたうえで、「地域の状況も変わり、共助にも力を入れなければならない現実があるため、地域自治組織でもより一層話し合っていく必要がある」という記載にしてはどうか。
委員長	・ 「共助を担う」と表記するのではなく、「地域を守る」と表記すればよいのではない。 ・ 昨年度から急に、事務局から「自助・共助・公助」という言葉が出てきたことで、計画の焦点が変わってきた。
事務局	・ 活動を否定する書きぶりになっていることについては真摯に受け止めたい。 ・ これまで活動されてきた方への敬意も表しつつ、課題も存在しているという書きぶりで修正したい。
委員	・ 地域自治組織について、当初の役割・定義と実態との乖離が明記されており、計画にどう位置付けるかは引き続き議論が必要である。 ・ 11ページに、地域自治組織の設立から10年経ち、当初の想定と現状との乖離があること、市の方針が不透明であったことが明記してあり、今後の改善へ向けた市の姿勢が伺えるものとなっている。 ・ 教育委員会などの庁内関係部署や市民活動団体、益田市社会福祉協議会との調整は済んでいるのか。

事務局	・ ひとつづくり推進課との調整は済んでいる。 ・ 地域振興課・ひとつづくり推進課ともに「公民館も地域で活躍している組織等と関係を結び、調整を行っていく必要がある」との認識を持っている。 ・ 昨年度、福祉総務課・ひとつづくり推進課・地域振興課の3課で協議し、現状・問題点と課題について目線合わせを行った。
委員	・ 「各種団体の調整役を公民館と地域自治組織が一緒に担う」という表現にしてはどうか。 ・ 縦割りをやめ、各種団体の調整役を公民館と地域自治組織が一緒に行っていくことで、これまで議論されてきた大きな課題が解決されるのではないかと考える。 ・ 17、18 ページで地域自治組織や公民館の現状と課題についての記載があるが、これを8ページへ記載し、加えて8ページにはこれまでの成果と課題を記載することが望ましい。
審議経過	(1) 益田市中山間地域振興計画（案）について （会議資料1） ○「喫緊かつ重要な課題及び今後検討が必要となる課題への対応」について事務局より説明。
委員	・ まちづくりプランの策定を人口規模の小さい地区で行うことは難しい。まちづくりプランは、市が主体となって策定すべきではないか。
委員	・ まちづくりプランを住民がすべて作るのは困難だと思われるが、行政任せにするのは望ましくない。行政が支援をしつつ、住民が納得するプランと一緒に考える仕組みが望ましい。
委員	・ 地区ごとで考えるというより、益田市全域が中山間地域であることを踏まえ、同じ目線で話をしていくべきである。
委員	・ 地域自治組織への市の交付金・補助金が設立当時と比べてかなり少なくなっており、組織に対する手当や支援が少ない。 ・ 5～7 ページの「各地区に共通する課題」の4つがすべてネガティブな印象を抱かせる表現となっている。
審議経過	(1) 益田市中山間地域振興計画（案）について （会議資料1） ○重点戦略1～3の追記について事務局より説明及び提案。
委員	・ 23 ページの「無住化が危惧される集落への対応」につい

	て、無住化への対応は個人に対する対策になる。地域に住み続けたいという意志を尊重し、できる限りの支援をすることしか我々にはできない。 ・「地域自治組織が地域における話し合いの主体として機能する必要がある」と記載してあるが、現実的に困難である。無住化への対応については、行政が主体となって地域に出向いて話し合いを行うべき。
委員	・無住化が危惧される集落への対応について、無住化は重要な課題であり、外すと計画の根幹が崩れてしまうため現在の構成のまま記載すべきである。 ・匹見地域の住民から、自治会長になると様々な書類が頻繁に届いたり、遠方の公民館まで会議に出たりしなければならぬため、事務負担を軽減してほしいとの意見があった。 ・無住化は住民個人の問題であり、なかなか踏み込むことができないが、最終的に住民がどのように生活していきたいか、ターミナルケアのような形で思いを聞くことが行政などに求められているのではないかと。
審議経過	(1) 益田市中山間地域振興計画（案）について （会議資料 1） ○「第 4 章 施策の体系と内容」について事務局より説明。 ○「第 5 章 計画の推進（進行管理）」について事務局より説明。
委員	・16 ページの図表 9 に「主体 C（各種団体）と主体 D（行政）の協働」と記載がある。地区が行政と協働するのは「共助」であり、行政が公的支援をするのは「公助」と整理されているが、読んだだけではその違いが分かりにくい。 ・20 ページ、21 ページの図で矢印の太さに意味を持たせてあることについて、脚注があると理解しやすい。
事務局	・自助・共助・公助の定義を計画書に明記しており、その定義に従った記載となっている。
委員	・37 ページについて、縮充を考えるうえで地域住民だからこそ進めにくい部分、言いにくい部分がある。専門員などのサポートが必要と思われるので、行政や専門機関が加わって推進していくことが望ましい。
審議経過	(2) 今後のスケジュールについて ○今後のスケジュールについて事務局より説明。
審議経過	(3) その他 ○なし

審議経過	4. その他 ○なし
審議経過	5. 閉会
問合せ先	政策企画局地域振興課 電話 0856-31-0600